

休日夜間水道施設修繕補修業務

標 準 仕 様 書

八尾市水道局

<目次>

第1章 総則	2
第2章 材料等	12
第3章 修繕補修業務	13
第4章 道路本復旧業務	18

第1章 総則

1.1 業務名

業務名は、令和6年度休日夜間水道施設修繕補修業務（以下「本業務」という。）とする。

1.2 適用の範囲

- (1) 本仕様書は、八尾市水道局（以下「発注者」という。）が発注する本業務に適用する。
- (2) 本仕様書に記載のない事項は、発注者発行の標準仕様書（共通編）、工事仕様書（水道管工事編）、施工管理基準（水道管工事編）、各種規準付則集（水道管工事編）及び給水装置工事施行基準の該当項目による。尚、各仕様書は契約時点の仕様書の版数が適用される。また、業務履行期間内に改訂された場合でも、改訂版は適用しない。
- (3) 本仕様書と工事仕様書及び給水装置工事施行基準との規定が重複し、かつ内容が相違する場合は、本仕様書が優先する。
- (4) 緊急を要する修繕補修であっても、修繕補修規模、施工環境等の事情により、修繕補修の指示を行わない場合がある。
- (5) 本業務の履行にあたり仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者が協議して定めるものとする。

1.3 目的

本業務は、道路面や宅地内における水道施設または給水装置（以下「水道施設」という。）の漏水事故及び水道施設の機能異常など、緊急を要する場合の修繕補修を迅速に行い二次災害防止やライフラインの確保を目的とする。また、修繕補修に伴う道路掘削を行った場合、後日道路管理者等の指示に基づき道路本復旧を行うものとする。

1.4 履行場所

八尾市水道局給水区域

1.5 履行期間

履行期間は、令和6年度休日夜間水道施設修繕補修業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に基づく。ただし、受注者は契約締結日から業務履行開始日（以下「準備期間」という。）までに完了させておくことが定められている事項を、受注者の負担（本仕様書において、発注者が負担することを定めているものを除く。）によって完了させ、適正に本業務の履行を開始できるようにすること。

1.6 業務種別

迅速かつ円滑な修繕補修を行うために、次の各号に業務を分割し、それぞれの体制で対応する。

- (1) 修繕補修業務
 - ① 一般修繕工事（道路面、宅地内）
 - ② 原因者修繕工事
- (2) 道路本復旧業務

1.7 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、次の各号による。

- (1) 道路面
道路法において規定されている道路及び私有地のうち、通常道路として第三者の通行の用に供している部分をいう。
- (2) 宅地内
給水装置所有者等の所有地をいう。
- (3) 一般修繕工事
水道施設の修繕補修は、八尾市水道事業給水条例第17条第3項及び第4項同施行規程第17条第4項に規定する修繕その他必要な処置をいう。

- (4) 監督員
発注者の修繕補修の担当の職員をいう。
- (5) 宿日直員
夜間及び休日に修繕補修の受付を行う者をいう。
- (6) 依頼者
修繕補修の申し込みを依頼した者をいう。
- (7) 原因者
故意または過失により水道施設を破損させた者をいう。
- (8) 原因者修繕工事
原因者からの依頼による修繕補修をいう。
- (9) 平日
休日を除く日をいう。
- (10) 休日
土曜日及び日曜日・祝日をいう。
- (11) 年末
年末は「特記仕様書」に記載する日をいう。
- (12) 年始
年始は「特記仕様書」に記載する日をいう。
- (13) 昼間
午前8時45分から午後5時15分までをいう。
- (14) 夜間
午後5時15分から翌日の午前8時45分までをいう。
- (15) 局待機
発注者が指定した時間及び場所に待機しておくことをいう。
- (16) 班
修繕補修業務を行う際の体制（人数、機器等）の単位をいう。
- (17) 現地調査
現地に赴き、水道施設の異常（漏水等）の有無等の状況を調べることをいう。
- (18) 業務従事者
本業務に従事する業務責任者、作業責任者、作業員等をいう。

1.8 準備期間

受注者は、準備期間中に完了させておくことが定められている事項を、受注者の負担（本仕様書において、発注者が負担することを定めているものを除く。）により完了させ、適正に本業務の履行を開始できるようにすること。

- (1) 受注者の責任において、本業務に必要な事務所及び資機材置場等の拠点を八尾市内に設置すること。
- (2) 事務所に電話、ファックスを配備し発注者との連絡員を配置し、連絡を密に出来るようにすること。
- (3) 業務従事者の確保及び業務体制の構築、教育、研修の実施。
- (4) 本業務に必要な資機材の調達及び整備
- (5) 履行期間中、業務時間開始前と終了後にアルコールチェックを行うための検知器を用意すること。

1.9 関係法規の遵守

受注者は本業務の履行にあたり、建設業法・水道法・労働基準法・労働安全衛生法・騒音規制法・振動規制法・建設工事公衆災害防止対策要綱等、関係のある法律・施行令・規則等を遵守すること。

1.10 疑義

仕様書等に疑義を生じた場合は、発注者の解釈によること。

1.11 即応の義務

本業務は、緊急を要する修繕補修を対象としていることから、受注者は業務の特殊性を十分に認識し、依頼者または発注者から緊急対応を求められた場合は、速やかに現地に赴き、修繕補修または応急処理を行う義務を負うこと。

1.12 第三者に対する対応

依頼者及びその他の人に対して親切丁寧に対応し、粗暴な言動は厳に慎むこと。また宅地内に立ち入る場合は所有者等の了承の上、現地調査及び修繕補修を行い個人のプライバシーの保護に努めること。

1.13 事故報告

本業務に起因して事故が発生したときは、遅滞なくその原因、処置、被害状況等について、宿日直者または監督員に報告し、受注者の責任において速やかに対処すること。

1.14 業務責任者

- (1) 受注者は、全ての業務を統括する業務責任者を選任しなければならない。
- (2) 業務責任者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者であること。
- (3) 業務責任者は、水道施設の修繕補修に関する豊富な知識はもとより、本業務の内容、関係法令、関係書類の作成等を熟知している者を選定すること。
- (4) 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく一切の事項を処理しなければならない。また、業務従事者の監督指導を行わなければならない。
- (5) 業務責任者は、常時、発注者と緊密な連絡を取れるようにしておかなければならない。
- (6) 業務責任者は、作業責任者を兼ねることができない。
- (7) 業務責任者は、給水装置工事主任技術者の資格を取得している者を選任しなければならない。
- (8) 業務責任者が休みのときは、職務を代行する者を選任させなければならない。尚、代行者については、事前に発注者の承認を得ること。
- (9) 業務責任者の休みが長期間に及ぶ場合は、新たに業務責任者を選任しなければならない。

1.15 作業責任者

- (1) 受注者は、各業務及び各班毎に作業責任者を選任し現場に常駐させること。
- (2) 作業責任者は、公益財団法人給水工事技術振興財団より、給水装置工事配管技能検定会の合格者証を授与された者、過去に財団法人給水工事技術振興財団より給水装置工事配管技能講習会の修了書を授与された者、または公益社団法人日本水道協会大阪府支部が過去に認定した「第1種技能者」の資格を有する者、もしくは水道施設の修繕補修または給配水管工事において5年以上の実務経験を有する者であり、休日夜間水道施設修繕補修業務積算取扱書に明記した施工は全て円滑に行えること。
(例：断水パッキン取付工（有水圧で口径30mm以下）は円滑に出来ること。)
- (3) 作業責任者は、修繕補修業務及び道路本復旧業務における施工・安全管理等に関する一切の事項を処理するとともに、業務責任者、監督員と緊密な連絡を取り、本業務の円滑、迅速な進行を図ること。
- (4) 作業責任者がやむを得ず現場から一時離れるときは、業務責任者及び監督員に連絡し承諾を得た上で、職務を代行する者を駐在させること。
- (5) 作業責任者は、修繕補修業務において局待機中であっても作業員を監督指導し、即応体制の確保に努めること。

1.16 修繕補修業務の作業員

修繕補修業務の作業員は、水道施設の修繕補修または給配水管工事において3年以上の実務経験を有する者であること。

1.17 本業務の委任または下請負

受注者は、本業務の全部または大部分を一括して他人に委任し、請け負わせてはならない。また、一部分であっても他人に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、発注者の承認があれば、その限りではない。

1.18 提出書類

受注者は、契約締結後に表－1に掲げる書類を所定の提出期限内に必要部数提出し、発注者の承認を得ること。また、業務従事者に変更があった場合は、速やかに変更届を提出すること。尚、各書類の様式については、発注者に確認すること。また、業務責任者の雇用関係を証明する書類等は、表－2における該当書類のいずれかを添付すること。

表－1 提出書類等

書類名称	修繕補修業務	道路本復旧業務	部数	提出期限及び備考
業務責任者届 (職務代行者を含む。)	○		2	入札参加資格確認の事後審査日 各々の雇用関係を証明する書類等 を添付すること(表－2を参照)
給水装置工事主任技術者届	○	—	2	
給水装置工事主任技術者の合格証または免状の写し	○	—	2	
建退共掛金収納書届	○	○	1	契約後1か月以内 必要に応じて、建設業退職金共済 証紙交付辞退届を添付して提出す ること
賠償責任保険証書の写し	○	○	1	保険会社の様式による
労災保険成立証明書	○	—	1	
業務計画書		○	1	業務着手前に提出すること 1.19 業務計画書を参照 (※注1)
その他発注者が必要とする書類	—	—		

※注1 業務計画書には、修繕補修業務と道路本復旧業務を併せて報告すること。

表一2 雇用関係を証明する書類等

組織の形態	業務責任者	確認書類(※1)
法人	従業員(代表者及び役員を含む。)	当該事業所名記載の健康保険被保険者証(※5)の写し(技術者等が被保険者のものに限る。)
	従業員が後期高齢者(※4)の場合	当該事業所名記載の雇用保険被保険者通知書の写し
	代表者が後期高齢者(※4)の場合	後期高齢者医療被保険者証の写し及び当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
	役員が後期高齢者(※4)の場合	後期高齢者医療被保険者証の写し及び当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
個人事業所 強制適用事業所※2 任意適用事業所※3	従業員	当該事業所名記載の健康保険被保険者証(※5)の写し(技術者等が被保険者のものに限る。)
	従業員が後期高齢者(※4)の場合	当該事業所名記載の雇用保険被保険者通知書の写し
	代表者と同居の親族	以下のアからウまでに該当しない場合 国民健康保険被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
	ア 代表者が後期高齢者(※4)の場合	代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し 技術者等の国民健康保険被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
	イ 同居の親族が後期高齢者(※4)の場合	代表者の国民健康保険被保険者証の写し 技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
	ウ 代表者及び同居の親族が後期高齢者(※4)の場合	代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し 技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
	代表者	不要
	上記以外の個人事業所	従業員 当該事業所名記載の雇用保険被保険者通知書の写し
	代表者と同居の親族	以下のアからウまでに該当しない場合 国民健康保険被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
	ア 代表者が後期高齢者(※4)の場合	代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し 技術者等の国民健康保険被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
	イ 同居の親族が後期高齢者(※4)の場合	代表者の国民健康保険被保険者証の写し 技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
	ウ 代表者及び同居の親族が後期高齢者(※4)の場合	代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し 技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
	代表者	不要

※1 健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者通知書については、「資格取得年月日(被保険者となった年月日)」及び「交付年月日(雇用保険被保険者通知書の場合は確認(受理)通知年月日)」が、個別事項に定める技術者等の雇用関係に係る要件を満たしていること。

ただし、健康保険被保険者証については、申請締切日以前(個別事項において、3か月以上の雇用関係を要件としている場合は、申請締切日の3か月前の日以前)に健康保険被保険者資格取得手続を行ったが、事後審査書類の提出日現在で健康保険被保険者証が未交付である場合又は交付済であるが、「交付年月日」が申請締切日後(個別事項において、3か月以上の雇用関係を要件としている場合は、申請締切日の3か月前の日より後)である場合は、健康保険被保険者資格取得届の写しの「受付日(受付日付印で確認できるものに限る。)」又は健康保険組合等より交付された健康保険被保険者資格証明書等の写しの「証明年月日」が当該要件を満たしていること。

また、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証及び国民健康保険被保険者証の被保険者等記号・番号等については、原則として、復元できない程度にマスキングを施した上で提出すること。

※2 原則として、常時5人以上の従業員(代表者及び代表者と同居の親族を除く。)を使用する事業所

※3 強制適用事業所とならない事業所で日本年金機構(年金事務所)の認可を受けて適用事業所になった事業所

※4 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた後期高齢者医療被保険者

※5 事業所名の記載がない場合は、健康保険組合等が交付する加入証明書等の写し(事業所名が確認できるものに限る。)を提出すること。

※6 源泉徴収票が発行されていない場合は、当該従業員の所得税等について、源泉徴収する旨の手続きを行っていることが確認できる書類(税務署等への届出書等)の写しを提出すること。

1.19 業務計画書

- (1) 受注者は、契約条件及び本仕様書の内容を適切に把握した上で、以下の項目を記載した業務計画書を作成し、本業務着手前に提出すること。また、発注者がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。
- ① 業務概要
 - ② 方針
 - ③ 組織表
 - ④ 体系図
 - ⑤ 配管材料
 - ⑥ 主要資材
 - ⑦ 主要機械
 - ⑧ 建設副産物の処理
 - ⑨ 施工管理
 - ⑩ 安全管理
 - ⑪ 交通管理
 - ⑫ 緊急時の体制及び対応
 - ⑬ 環境対策
 - ⑭ その他必要書類
- (2) 受注者は、業務計画書を遵守し業務の履行に当たること。
- (3) 受注者は、業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、当該業務に着手する前に、変更に関する事項について、変更業務計画書を提出すること。
- (4) 受注者は、業務計画書を提出した際、発注者から訂正等を指示された場合、指示事項を詳細に記載した業務計画書を速やかに提出すること。

1.20 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受注者は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険法」及び「中小企業退職金共済法」の規定により、業務従事者等の雇用形態に応じ、業務従事者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- (2) 受注者は、業務従事者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任を持って適正な補償をしなければならない。
- (3) 受注者は、業務着手前に受注者名で賠償責任保険に加入契約すること。ただし、受注者が別途年間を通じて契約している保険が発注者の指示する条件を満たしている場合は、それをもって代えることができる。尚、保険期間が履行期間の途中において満了する場合は、無保険期間が生じることのないよう保険期間が満了するまでに新たな保険の加入契約をおこなうとともに、その証券の写しを発注者に提出すること。
- (4) 受注者は、賠償責任保険の加入について以下の事項に留意すること。
- ① 保険によるてん補限度額は次のとおりとする。

1) 対人賠償	ア. 被害者1名あたり	50,000,000円以上
	イ. 1事故全体	100,000,000円以上
2) 対物賠償	ア. 1事故全体	10,000,000円以上

※対人対物共通のてん補限度額を設定する場合は、1事故全体110,000,000円以上とする。

3) 免責金額
100,000円以内

② 保険の期間は、履行期間プラス1か月以上後までの間とする。

③ 保険の被保険者は、八尾市水道事業管理者、受注者及び業務従事者とする。

④ 保険契約を締結したときは、その証券またはそれに代わるものとの写しを発注者に提出すること。保険内容を変更したときも同様とする。

⑤ 本仕様書に定めるもののほか、賠償責任保険については、発注者の指示に従うこと。

1. 21 建設業退職金共済制度

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度（以下、「建退共」という。）に基づき、本業務契約締結後1か月以内に「建設業退職金共済組合掛金収納書」（以下、「収納書」という。）を提出するとともに、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）を現場の出入口等、業務従事者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- (2) 受注者は、下請業者等も含めて、共済証紙を購入しない場合、その理由を収納書に記載するとともに、下請業者等から「建設業退職金共済証紙交付辞退届」を受領し、収納書とあわせて発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、発注者から共済証紙の購入状況等を把握するために確認を求められた場合には、共済証紙の受払簿、その他関係資料を提示しなければならない。

1. 22 過積載防止

- (1) 受注者は、土砂等の運搬において、過積載防止に努めること。また、本業務において土砂等の運搬に使用するすべての車両の「自動車検査証」の写しを発注者へ提出すること。また、この提出方法は業務計画書にて報告すること。
- (2) 受注者は、土砂等の運搬において、車両総重量8t以上または最大積載量5t以上の大型自動車を使用する場合には、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令」に基づき、適正に点検整備された自重計を有する車両を使用するとともに、積載管理を行い過積載防止に努めること。また、「自重計技術基準適合証」の有効期限等を確認した上で、その写しを発注者へ提出すること。尚、土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）第2条及びダンプ規制法施行令第1条で規定されており、主に次に示すものを言う。
 - ① 土、砂利、碎石及びアスファルト・コンクリート等
 - ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等
- (3) 受注者は、過積載防止対策に関する事項について業務計画書に記載すること。

1. 23 建設副産物の処理

建設副産物の処理は、関係法令に基づき適正に処理すること。

(1) 本業務における建設副産物の一時保管

受注者は、本業務により発生した建設副産物を一時保管する場合は、保管場所の面積や量の多少にかかわらず、廃棄物処理法に定める保管基準を遵守し、大阪府循環型社会形成推進条例に基づくこと。

(2) 建設廃棄物の処理

- ① 受注者は、本業務により発生する建設廃棄物について排出事業者責任を負うとともに、下請業者等に建設廃棄物の運搬等の委託をする場合は、廃棄物処理法に定める委託基準（許可業者に委託、書面による委託契約、マニフェストの交付等）を遵守しなければならない。また、受注者自らが建設廃棄物の収集運搬、保管、処分を行う場合も廃棄物処理法に定める処理基準を遵守しなければならない。
- ② 受注者は、マニフェストシステムに基づき排出事業者として本業務から生じる建設廃棄物の適正処理及び処理過程における事故防止等を図ること。尚、下記書類については、業務計画書の建設副産物処理計画に含むものとする。

1) 発生現場から一時保管場所まで

- (ア) 排出事業者と収集・運搬業者の「建設廃棄物処理委託契約書」の写し
- (イ) 収集・運搬業者の許可証の写し

2) 一時保管場所から処分地まで

- (ア) 排出事業者と収集・運搬業者及び中間処理・最終処分業者の「建設廃棄物処理委託契約書」の写し
(2者間の契約書の写しをそれぞれ提出すること。)
- (イ) 収集・運搬業者の許可証の写し
- (ウ) 中間処理・最終処分業者の許可証の写し

ただし、受注者が自ら建設廃棄物の収集・運搬を行う場合は、1) 及び2) の(ア)における運搬・収集に係る委託契約書及び1) 及び2) の(イ)は必要ない。また、一時保管場所を設置しない場合、1) の(ア)及び(イ)は必要ない。

- ③ 受注者は、マニフェストシステムの実施管理を行うため、処理結果を記した「実施報告書」を作成し、建設廃棄物マニフェストシステム（A票・B2票及びD・E票）の写しとともに処分完了後速やかに発注者に提出すること。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、本業務において交付したマニフェストの交付状況について、「マニフェスト交付等状況報告書」を発注者に提出すること。
- (3) 建設発生土の処分
- ① 受注者は、現場から建設発生土処分地までの経路を、業務計画書の建設副産物処理計画に記載すること。
 - ② 受注者は、建設発生土受入契約書（または見積書）の写しを業務計画書に添付すること。
 - ③ 受注者は、処分完了後速やかに処分（受入）を証明する本証と写しを発注者に提出すること。

1. 24 環境対策

受注者は、本業務を行う際には、標準仕様書（共通編）の環境対策に関する事項を遵守し、発生現場周辺地域の環境保全に努めること。

1. 25 写真の撮影

(修繕補修業務)

受注者は、修繕補修業務の状況等を撮影し、電子記録媒体で提出すること。なお、下記内容の確認ができない場合や、発注者の指示にそぐわない写真が提出された場合は、再度撮影を求める場合がある。

- (1) 写真撮影に使用する黒板の規格は図一1のとおりとし、番号(受付番号、修繕番号)・年月日・場所・作業責任者・受注者名(班名等)・種別(修繕補修の出来形・復旧等)等を明記すること。但し、府道・国道については発注者が別途指示する。
- (2) 撮影は、できる限り同一方向・同一箇所より撮影すること。
- (3) 種別毎の写真は、状況が容易に確認判別できるように撮影すること。尚、以下の項目については、必ず確認できる写真を提出すること。
 - ① 修繕補修業務開始前の漏水箇所、漏水状況及び周辺状況（道路面の修繕補修業務においては、保安設備の設置、交通整理状況等）。尚、保安設備に使用する緊急工事看板の規格は図一2のとおりとする。
 - ② 修繕補修業務の出来形（水道管布設状況、使用材料等）、及び漏水により撤去した既設管を写真に写すこと。
 - ③ 修繕補修業務後の復旧箇所（道路仮復旧、モルタル復旧等）及びその周辺の状況。
- (4) 形状・寸法が判別できるよう、寸法を示す器具を入れて撮影すること。

(道路本復旧業務)

受注者は、道路本復旧業務の状況等を撮影しアルバム等に編集して1部提出すること。（府道・国道2部）

- (1) 写真撮影に使用する黒板の規格は図一1のとおりとし、番号(指令番号)・年月日・場所・作業責任者・受注者名(班名等)・種別(着手前及び完成、安全管理、施工状況、出来形管理)等を明記すること。
- (2) 撮影は、できる限り同一箇所より撮影すること。
- (3) 写真のアルバムへの整理については番号等と照合できるよう、アルバムに番号等をつけること。
- (4) 種別毎の写真は、状況が容易に確認判別できるように撮影すること。
- (5) 形状・寸法が判別できるよう、寸法を示す器具を入れて撮影すること。

図-1 黒板

番号	
年月日	
場所	
作業責任者	
受注者名	

図-2 緊急工事看板

<p style="text-align: center;"><u>緊急</u></p> <p style="text-align: center;">水道施設修繕補修工事</p> <p style="text-align: center;">ご迷惑をおかけいたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>通行止に</u></p> <p style="text-align: center;">ご協力をお願いいたします。</p>
警察緊急番号 〇〇〇 号
発注者 八尾市水道局 〇〇〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受注者 〇〇〇〇〇〇〇 責任者 〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※下線がある箇所については、赤字にすること。また、通行止・片側交互通行の表示替えができるようにすること。

1. 26 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務の履行に伴って個人情報を取り扱うときは、八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号）第11条第3項の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。
- (2) 受注者は、本業務に関する個人情報を本業務の履行において発注者が認めた範囲を超えて使用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、本業務の履行において発注者が認めた範囲を超えて、本業務に関する個人情報を複写し、または複製しないこと。
- (4) 受注者は、本業務に関する個人情報について、完了後速やかに発注者に返還しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務に関する個人情報の内容を漏洩、棄損及び滅失することのないよう、安全な管理に努めなければならない。
- (6) 受注者は、前各項の規定に違反した場合には違約金を発注者に支払わなければならぬ。違約金の額は、違反の内容や程度等に応じて発注者がその額を決定する。契約終了後において前各項の規定に違反したことが判明したときも同様とする。

第2章 材料等

2. 1 調達材料

本業務に使用する材料は、別に定める支給材料を除き受注者が調達すること。（以下、受注者が調達する材料を「調達材料」という。）尚、不要となった調達材料は受注者の責任において処理すること。

2. 2 支給材料

- (1) 本業務に使用する材料のうち、修理バンド（鋼管用）・修理用クランプ（鋳鉄管用）・漏水防止金具（鋳鉄管用）・ヤノジョイント（鋳鉄管用）・袋ジョイント（鋳鉄管用、ビニール管用）・その他特殊修繕材料・Φ75mm以上の管材料・仕切弁・消火栓（単・双口）・弁栓ブロック類等については、発注者が支給する。但し、受注者は発注者の支給材料に替え、調達材料とすることもできる。
- (2) 支給材料の受け取りにかかる運搬費については、別途計上しない。

2. 3 材料の規格

材料の規格及びメーカーは、八尾市水道事業給水条例及び同施行規程等に規定する給水装置の構造及び材質の基準並びに給水管及び給水用具の指定等に適合しているもの及び、八尾市水道局「送・配水管及び給水装置工事指定材料表」に記載された材料であること。

2. 4 材料の保管

受注者は、その責任において本業務に関する材料・製品及び資材等を受注者の資材倉庫等に確保すること。また、保管及び取り扱いにあたって損傷・変質及び不良化を起こさないよう留意し、管理すること。

2. 5 新基準適合品の使用

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第38号）に適合する材料を使用すること。

2. 6 機器材の調達

受注者は、自己の責任において本業務に必要な機器材、各種作業服、靴、手袋、ヘルメット等及び事務用品、住宅地図等を調達するものとする。尚、必要な機器材の例については、別紙「機器材リスト」に掲載している。

2. 7 貸与品等

- (1) 本業務の施行にあたり、水道管理図を貸与する。尚、受注者は本業務終了後、貸与品は速やかに返却すること。
- (2) 本業務の施行にあたり、従事者証を発行する。受注者は、本業務履行開始までに修繕補修業務従事者証交付申請書を作成し、従事者の写真（縦3cm×横2.4cm程度のもの）を添えて、発注者に提出すること。尚、本業務終了後、従事者証は速やかに返却すること。

第3章 修繕補修業務

3. 1 概要

水道施設の修繕補修及び緊急の軽微な整備工事並びに修繕伝票、図面作成等の事務処理を行う。

3. 2 業務時間

(夜間)

- (1) 履行期間における午後5時15分から翌日の午前8時45分までは、即応の修繕補修業務依頼を受けられる体制をとる。業務開始時及び終了後には、アルコールチェックを行うこと。
- (2) 午前8時45分の時点で修繕補修業務が完了していない場合は、監督員との協議により作業の継続について決定する。

(休日及び年始)

- (1) 履行期間における休日及び年始は、午前8時45分から午後5時15分まで局待機とし、修繕補修業務を受けられる体制をとる。午後5時15分から翌日の午前8時45分までは、即応の修繕補修業務を受けられる体制をとる。下記表-3を参照すること。
- (2) 午前8時45分の時点で修繕補修業務が完了していない場合は、監督員との協議により作業の継続について決定する。

3. 3 修繕補修業務内容

(夜間(午後5時15分～翌日午前8時45分)の修繕補修業務)

受注者は、監督員からの要請に迅速に対応し修繕を行う。

(1) 現地調査・現地作業・災害防止の対応

- ① 現地調査は、別表-1「現地調査の判断目安」を基に夜間修繕補修業務の必要性を判別する。尚、判別しがたい場合や施工方法を決めがたいときは、監督員に指示を仰ぐこと。
- ② 現地作業は、現地調査により緊急を要すると判断した場合に、修繕補修業務を行うこと。その際、連絡者や近隣住民へ作業説明・断水等の広報を行うこと。また、監督員の立会を必要とする場合は宿日直員に直ちに連絡をすること。
- ③ 給水異常に伴う出水確認、止水栓不良に伴う上部取替え等の簡易修繕も対象とする。尚、漏水を伴わないが緊急に対応する必要のある業務(メーター取り付け・止水栓の開閉栓等)も含む。
- ④ 災害防止の対応は、修繕補修業務が開始されるまでの間、二次災害の防止のためカラーコーンの設置、水はけの確保等、状況により交通誘導警備員の配置を行う。

(2) 報告

緊急を要しないと判断した場合は、完了後に業務処理報告書で宿日直員へ引継ぎを行うこと。

(昼間(午前8時45分～午後5時15分)の修繕補修業務)

受注者は、宿日直員及び監督員からの要請に迅速に対応し修繕を行う。

(1) 現地調査・現地作業・災害防止の対応

- ① 現地調査は、修繕補修業務に必要な情報収集を行い、施工方法等を決定する。尚、水道水の漏水か判別しがたい場合や施工方法を決めがたいときは、監督員に指示を仰ぐこと。
- ② 現地作業は、現地調査を基に修繕補修業務を行うこと。その際、連絡者や近隣住民へ作業説明・断水等の広報を行うこと。また、監督員の立会を必要とする場合は宿日直員に直ちに連絡をすること。
- ③ 給水異常に伴う出水確認、止水栓不良に伴う上部取替え等の簡易修繕も対象とする。尚、漏水を伴わないが緊急に対応する必要のある作業(メータ取り付け・止水栓の開閉栓等)も含む。
- ④ 災害防止の対応は、修繕補修業務が開始されるまでの間、二次災害防止のためカラーコーンの設置、水はけの確保等、状況により交通誘導警備員の配置を行う。

(2) 報告

緊急を要しないと判断した場合は、完了後に業務処理報告書で宿日直員へ引継ぎを行うこと。

3.4 体制

局待機の場所は、発注者が指定した場所で待機すること。なお、局待機の場所の光熱水費、建物維持管理費、消防機器点検費、清掃費については、発注者が負担する。班の体制は、以下のとおり。

(1) 班の構成員

1班2名を班の体制とする。1班2名のうち、1名は配管工、1名は作業員とする。発注者から要請があれば増員できるように体制を整えておかなければならない。配管工は作業責任者を兼ねる。また業務従事者証を携帯して業務に従事すること。

※車両の内訳は、機材用車両1台と軽ダンプトラック1台以上を1班、機材用車両1台とダンプトラック1台以上を1班とする。車両には第三者が見ても所属が分かるよう会社名等の標記をすること。

(2) 平日・休日の班体制

表—3体制表

※24時間表記

時間帯		局待機	緊急招集	備考
		8:45~17:15	17:15~翌8:45	
休 日	平日・年末 土曜日	—— ①1班2名(バックホーあり・ダンプトラック) ②1班2名(バックホーなし・軽ダンプトラック)	緊急招集による修繕 1班2名以上	※注1
	日祝日・年始	①1班2名(バックホーあり・ダンプトラック) ②1班2名(バックホーなし・軽ダンプトラック)		

(注1) 土曜日が祝日の場合は、日祝日の体制となる。

(3) 午後5時15分から翌日午前8時45分までの緊急招集による班体制について

発注者が緊急招集を要請した場合、遅滞なく施工できるよう体制を整えておかなければならない。尚、遅滞のない施工体制とは、要請後、概ね60分以内に現地に到着できるようにすること。また人員等を確保できないことなどを理由により緊急招集を拒否できない。

但し、やむ得ない理由より人員等を確保できない場合は前日までに監督員に報告し指示を仰ぐこと。

- ① 緊急招集による修繕補修業務は、1班2名以上の編成で行うこと。(2班以上になる場合は、協議事項とする。) また業務従事者証を携帯して業務に従事すること。
- ② 1班当りの車両は、機材用車両1台とダンプトラック1台以上とする。車両には第三者が見ても所属が分かるよう会社名等の標記をすること。

3.5 道路緊急掘削に関する処置

修繕補修業務に伴い道路を緊急掘削する場合は、警察署及び消防署、他各関係機関等に通報を行う必要があるため、宿日直者を通じ通報を要請すること。

3.6 職員の呼び出し

昼夜間を問わず、下記に当てはまる場合は、直ちに宿日直者を通じ職員の呼出しを要請すること。

- ① 仕切弁操作が必要なとき
- ② 配水管の洗管作業が必要なとき
- ③ 広範囲の断水を伴う修繕補修業務が発生したとき
- ④ その他(職員の呼び出しを必要とした時)

3.7 調達材料の検査

調達材料は、監督員の検査を受けること。尚、検査に合格した材料であっても使用時に損傷・変質した場合は、新品に取り替え再び検査を受けること。

3. 8 提出書類等

- (1) 受注者は、原則として修繕補修業務完了日の翌日までに次に掲げる書類を提出すること。尚、様式については、事前に発注者の承認を得ること。
- ① 業務処理報告書
 - ② 修繕伝票
 - ③ 写真
 - ④ 修理図面（道路面修繕の場合にのみ必要、尚 CAD データで提出）
- (2) 受注者は、次に掲げる書類を月毎に提出すること。尚、様式については、事前に発注者の承認を得ること。
- ① 着手届
 - ② 完了届
 - ③ マニフェスト
 - ④ 残土処理証明書
 - ⑤ その他（委託料の支払いに必要となる書類）
- (3) 受注者は、その他発注者が必要とする書類を提出すること。

3. 9 家屋等の把握

受注者は、着手前に家屋等の把握を行うこと。また、構造物（壁・タイル・土間等）にひび割れ等の傷があれば写真撮影を行うこと。尚、写真撮影する黒板には撮影年月日・所有者または使用者及び家屋所在地・撮影箇所の説明（変状寸法を記入等）の項目を記載すること。

3. 10 安全管理

- (1) 保安設備の設置及び交通整理等は、受注者の責任において行い、修繕補修業務に着手すること。
- (2) 受注者は、監督員から二次災害防止のため交通誘導警備員配置の指示があった場合、遅滞なく配置すること。
- (3) 受注者は、監督員から交通誘導警備員の増員等（規制車の配備を含む。）の指示があった場合、遅延なく配置すること。
- (4) 交通誘導警備員は、1日の拘束時間を8時間以内とする。但し、拘束時間を超えて引き続き勤務する場合には、超過勤務扱いとする。尚、夜間の時間帯は午後10時～翌日午前5時までとする。
- (5) 大阪府公安委員会告示100号（令和2年4月1日施行）（別紙添付）に掲げる路線・区間については、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員（交通誘導警備員A）を1名配置し、監督員に「交通誘導警備検定合格証」を提出しなければならない（交通誘導警備員B：交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの）

3. 11 各作業の注意事項

- (1) 宅地内
- ① 受注者は修繕補修業務において、宅地内の立ち入り及び掘削を行う場合は、所有者等の了解の上で十分な調整を行い、トラブルが発生することのないよう作業を行うこと。
 - ② メータより2次側（宅地側）の修繕補修業務は、有料であることを着手前に依頼者または所有者に伝え、了解を得た上で作業すること。
 - ③ 受注者は、外壁等を取り壊す必要のあるときは、着手前に依頼者または所有者の了解を受けること。尚、この場合取り壊し後の復旧は、依頼者による復元である旨を着手前に説明しなければならない。
 - ④ 受注者は、修繕補修業務に際し、給配水管及び給水装置に変更を加える必要がある場合は、給水装置の所有者または使用者に了解を得た上で、作業するものとする。
 - ⑤ 取り壊しは、漏水等の補修箇所を事前に十分確認したうえ、カッタ一切断後、チス・タイル用ノミ等の工具を使用し、必要最小限の範囲にとどめること。尚、修繕補修業務により必要以外の部分を破損、また取り壊したときは受注者において修復または復旧費用を負担すること。

- ⑥ 宅地内掘削範囲は、修繕補修業務に支障のない程度とし、既設物件（建物及び地下埋設物）及び植木等に損傷を与えないように十分注意すること。また、その際には常に整理整頓を心がけ、周辺を必要以上に汚したりすることがないようにすること。
 - ⑦ 修繕補修業務において、第三者の所有物等に損害を与えた場合、受注者の責任で速やかに対処とともに、監督員に報告すること。
 - ⑧ 修繕補修業務において、事故が発生した場合、直ちに監督員に連絡するとともに、遅延なく書面により報告すること。
- (2) 道路面
- ① 受注者は、修繕補修業務開始前に周辺家屋への広報や、漏水による断水・赤水等の事故対応（メータ洗管等）を行うこと。
 - ② 道路面の掘削範囲は、修繕補修業務に支障のない必要最小限とし、既設物件（建物及び地下埋設物）及び植木等に損傷を与えないように十分注意すること。また、その際には、常に整理整頓を心がけ、周辺を必要以上に汚したりすることがないようにすること。
 - ③ 発注者が凍結工法及びエアーバック止水工法、不断水式簡易バルブによる工事の施工を指示した場合、受注者は速やかに施工の調整を行うこと。
 - ④ 受注者は、修繕補修業務完了後に修繕場所、周辺等の清掃を行うこと。
 - ⑤ 受注者は、宅地内への立ち入り及び掘削を行う場合、宅地内における注意事項を遵守して作業すること。
 - ⑥ 修繕補修業務において、第三者の所有物等に損害を与えた場合、受注者の責任で処理すること。
 - ⑦ 修繕補修業務において、事故が発生した場合、速やかに監督員に連絡するとともに、遅延なく書面により報告すること。

3. 12 埋戻し及び道路仮復旧

- (1) 道路面を掘削した場合、路床には原則として改良土を使用し埋戻しを行うこと。但し、監督員が認めた場合には、砂（再生砂は、認めない）を使用しても良い。
- (2) 路盤には、原則として水硬性粒調スラグを使用し埋戻しを行うこと。但し、監督員が認めた場合は、再生クラッシャラン、再生粒調碎石を使用しても良い。
- (3) 道路仮復旧には、原則として常温アスファルト混合物を使用して施工すること。

3. 13 単価・積算方法等

発注者の単価・積算方法については、下記のとおりとする。しかし、このことにより、受注者による積算を拘束するものではない。

- (1) 従事料について
 - ① 従事料は、修繕補修業務に従事した局待機の班ごとに、日単位で計上される。
 - ② 従事料は、基準となる従事料（以下「基準従事料」という。）から修繕補修業務に伴う労務費の合計額を差し引いた額を計上する。尚、従事料の詳細な積算については、別紙「休日夜間水道施設修繕補修業務積算取扱書」による。
- (2) 夜間の緊急招集対応料について

局待機時間帯以外に緊急の要請に対応するための費用で、詳細な積算については、別紙「休日夜間水道施設修繕補修業務積算取扱書」による。
- (3) 修繕補修業務の積算について
 - ① 修繕補修業務の積算は、修繕伝票等に基づいて、発注者が行う。
 - ② 修繕補修業務の詳細な積算については、別紙「休日夜間水道施設修繕補修業務積算取扱書」による。
 - ③ 修繕補修業務の積算に使用する単価は、建設物価、積算資料、実務必携等を基に算出している。
 - ④ 緊急招集による修繕補修業務は、深夜用の労務単価を適用する。

3. 14 修繕補修業務予定数量

修繕補修業務の予定数量は、特記仕様書に記載する。

別表—1 現地調査の判断目安

判断要因	緊急修繕補修が必要と判断できる要因
路面状況	<ul style="list-style-type: none">陥没・泥状・空洞の状況にある場合。
漏水量	<ul style="list-style-type: none">二次災害として交通障害、事故誘発が心配される。
その他	<ul style="list-style-type: none">宅地内で水が吹き出している。原因者によるもの。水がまったくでない。上記のほか、水道が使用できない状況。漏水を伴わないが緊急に対応する必要のある修繕補修（メータ取り付け・止水栓の開閉栓等）も含む。

第4章 道路本復旧業務

4. 1 概要

修繕補修業務に伴う道路掘削後の道路本復旧を行う。

4. 2 内容

- (1) 仕様は、発注者発行の標準仕様書等に基づく。
- (2) 発注者からの指令書に基づき、道路本復旧業務を行う。(指令書は道路管理者の指示によるもの。)

4. 3 施工期間について

指令書の工期内に完了し、検査を受けること。

4. 4 関係機関等の調整・連絡

- (1) 施工前には、許可書に記載の通り、警察署及び消防署、他各関係機関等に連絡をすること。
- (2) 施工前には、経済環境部環境事業課や環境施設課（環境衛生庁舎）と連絡を取り、ごみの収集日や屎尿収集日を把握すること。

4. 5 提出書類等

- (1) 受注者は修繕補修業務に伴い道路掘削を行った場合、関係機関（警察・消防及び道路管理者等）に提出必要書類を速やかに用意すること。尚、完了後監督員と立会を行い、次に掲げる書類を事前に提出すること。
 - ① 紙配水管修繕工事跡道路本復旧図面
 - ② 交通処理図
 - ③ 写真
- (2) 受注者は、道路本復旧業務完了後、指令書毎に次に掲げる書類を速やかに提出すること。尚、様式については、事前に発注者の承認を得ること。
 - ① 写真（府道・国道は2部）
 - ② マニフェスト
 - ③ 残土処理証明書
- (3) 受注者は、その他発注者が必要とする書類を提出すること。

4. 6 家屋等の把握

受注者は、着手前に家屋等の把握を行うこと。また、構造物（壁・タイル・土間等）にひび割れ等の傷があれば写真撮影を行うこと。尚、写真撮影する黒板には撮影年月日・所有者または使用者及び家屋所在地・撮影箇所の説明（変状寸法を記入等）の項目を記載すること。

4. 7 地下埋設物について

地下埋設物については、概ね指令書に指示してあるが、舗装切断、掘削などを行う場合には注意して行うこと。また、道路本復旧業務においても、第三者の所有物等に損害を与えた場合、受注者の責任で速やかに対処するとともに、監督員に報告すること。

4. 8 安全管理

- (1) 保安設備の設置及び交通整理等は、受注者の責任において行うこと。
- (2) 受注者は、指令書に基づき交通誘導警備員を配置すること。
- (3) 交通誘導警備員は、1日の拘束時間を8時間以内とする。
- (4) 大阪府公安委員会告示100号（令和3年4月1日施行）（別紙添付）に掲げる路線・区間については、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員（交通誘導員A）を1名配置し、監督員に「交通誘導警備検定合格証」を提出しなければならない（交通誘導警備員B：交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの）

4. 9 注意事項等

- (1) 受注者は、道路本復旧の着手前に周辺家屋への広報を行うこと。
- (2) 道路の使用が必要な場合は、発注者が所轄警察署に「道路の使用の許可」の手続きを行う。
- (3) 消防署への「道路工事等届出書」の提出は、発注者が行う。
- (4) 受注者は、施工の指示内容に疑義及び現場との不一致が生じた場合は、監督員に申し出ること。
- (5) 受注者は、監督員が指示する区画線及び道路標示等の施工に際して、現況復旧を遅滞なく行うこと。
ただし、主要幹線道路等の重要路線の緊急性を要する区画線及び道路標示等については、最優先すること。
- (6) 受注者は、現地の状況（他企業による工事等）または、事故や災害が予想される場合は、監督員の指示を受けること。
- (7) 受注者は、道路本復旧業務完了後、直ちに舗装場所、周辺等の清掃を行うこと。
- (8) 道路本復旧業務において、第三者の所有物等に損害を与えた場合、受注者の責任のもとに対処すること。
- (9) 道路本復旧業務において事故が発生した場合、速やかに緊急時の体制に基づき連絡するとともに、遅滞なく書面により報告を行い、受注者の責任において速やかに対処すること。

4. 10 単価・積算方法等

発注者の単価・積算方法については、下記のとおりとしている。しかし、このことにより、受注者による積算を拘束するものではない。

- (1) 道路本復旧業務の積算について
 - ① 道路本復旧業務の積算は、指令書などに基づいて、発注者が行う。
 - ② 道路本復旧業務の詳細な積算については、別紙「休日夜間水道施設修繕補修業務積算取扱書」による。
 - ③ 道路本復旧業務の積算に使用する単価は、建設物価、積算資料、実務必携等を基に算出している。

4. 11 道路本復旧業務の予定数量

道路本復旧業務の予定数量は、特記仕様書に記載する。

令和6年度休日夜間水道施設修繕補修業務

特記仕様書

特仕1－1 適用

1. 令和6年度休日夜間水道施設修繕補修業務（以下「本業務」という。）の仕様は、「水道施設修繕補修業務標準仕様書」（以下「標仕」という。）、「令和6年度休日夜間水道施設修繕補修業務特記仕様書」（以下「特仕」という。）及び「石綿管取扱仕様書」（以下「石仕」という。）によるものとする。
2. 「標仕」「特仕」「石仕」の記載内容の優先については「石仕」、「特仕」、「標仕」の順によるものとする。

特仕1－2 単価について

1. 単価は八尾市水道局の設計単価（諸経費を含む）に落札率を乗算することにより決定する。
2. 本業務に適用される設計単価は、建設物価、積算資料、実務必携等を基に算出している。

特仕1－3 履行期間と年末及び年始

1. 履行期間については下記のとおり。

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

2. 年末及び年始

1) 年末は12月29日から12月31日までとし、暦通り扱いとする。

2) 年始は1月1日から1月3日までとし、日祝日扱いとする。

とする。ただし、年末年始期間を変更する場合は、3ヶ月前に受注者に通知する。

特仕1－4 修繕補修業務の予定数量

本業務の修繕補修業務予定数量は、表－1、表－2のとおり。尚、予定数量であるので増減がある。また、予定数量は履行期間の12ヶ月分を表示している。

表－1 従事予定日数

※24時間表記

種別	区分	細目	予定数量
夜間緊急招集対応…1班2名以上	17:15～翌日8:45	緊急招集 班の準備	365日 (12ヶ月)
土曜日①…1班2名(バックホーあり・ダンプトラック)	8:45～17:15	局待機	50日
土曜日②…1班2名(バックホーなし・軽ダンプトラック)	8:45～17:15	局待機	50日
日祝日①…1班2名(バックホーあり・ダンプトラック)	8:45～17:15	局待機	70日
日祝日②…1班2名(バックホーなし・軽ダンプトラック)	8:45～17:15	局待機	70日

表－2 管工事及び舗装予定数量

種別	細目	予定数量
配水管修繕工	自然漏水	22件
給水管修繕工	自然漏水	287件

休日夜間水道施設修繕補修業務 積算取扱書

第1章 修繕補修業務

1. はじめに

この章は、休日夜間水道施設修繕補修業務（以下、「修繕補修業務」という。）の積算方法の詳細について規定している。積算は、修繕補修業務毎に作成する修繕工事伝票及び業務処理報告書に基づいて行う。

2. 委託料の計上項目

修繕補修業務の委託料の計上項目は消費税を除き下記の項目のとおり。

- 1) 修繕工事伝票により、材料費、労務費、保安要員費を計上する。
- 2) 修繕業務従事日報により、修繕班単位で従事料を計上する。
- 3) 夜間緊急招集対応費を月額計上する。

3. 材料費

材料費は、修繕補修業務の際に受注者が使用した材料を仕様書等に基づき、八尾市水道局（以下「発注者」という。）が積算し計上する。

4. 労務費

労務費は、修繕補修業務に伴った労務費を仕様書に基づき発注者が積算し計上する。

労務費の割増率は、昼間（午前8時45分～午後5時15分）を基準とし、該当する率で積算を行う。表1は時間帯による割増率である。又、修繕補修業務が率の異なる時間帯にまたがった場合には、総作業時間に占める時間が長い時間帯の率を適用する。

表1. 割増率表

※24時間表記

時 間 帯	緊急招集	局待機	緊急招集	
	5:00～ 8:45	8:45～ 17:15	17:15～ 22:00	22:00～ 翌日5:00
土・日・祝日（年始含む）	2.5割増	割増無	2.5割増	5割増

(1) 納水栓パッキン取替工

納水栓のケレップ・キスコマ等の交換をした場合（2箇所まで）1件計上し、3箇所目以降は、追加分1箇所毎に計上する。

(2) 立カラシユニオンパッキン取替工及びフレキシブルパイプ接合工

①立カラシユニオンパッキン取替工

立カラシユニオンパッキンを取替した場合、計上する。

②フレキシブルパイプ接合工

フレキシブルパイプの加工・接合を行った場合、計上する。

(3) 納水栓上部取替工、グランド締付工

納水栓の上部を取替・グランドの締め付けをした場合、口径別に計上する。

(4) 普通納水栓取替工

普通納水栓を取替した場合1件計上し、2箇所目以降は追加分1箇所毎に計上する。

(5) 立水栓取替工

立水栓を取替した場合1件計上し、2箇所目以降は追加分1箇所毎に計上する。

(6) 水栓柱取替工

水栓柱の取替・新設した場合に計上する。

(7) 直結止水栓・止水栓上部取替工

直結止水栓・止水栓の上部を取替した場合や、バルブのグランド等の締め付けを行った場合、口径別に計上する。

(8) 直結止水栓・止水栓・スリースバルブ取替工

直結止水栓・止水栓・スリースバルブの取替・新設を行った場合、口径別に計上する。

(9) ビニール管据付工

ビニール管を据付けた場合、口径別に距離に応じて計上する。

(10) ポリエチレン管据付工

ポリエチレン管を据付けた場合、口径別に距離に応じて計上する。

(11) 鋼管据付工

鋼管を据付けた場合、口径別に距離に応じて計上する。

(12) 鑄鉄管据付工

鑄鉄管を据付けた場合、口径別に距離に応じて計上する。

(13) ユニオン接合工（Bニップルパッキン取替等）、ユニオン締付工

ユニオンナットを締め付けた場合や、伸縮ジョイントを締め付けた場合に、1箇所につき1つ計上する。

(14) MCユニオン接合工（BM継手・VCジョイント等）

MCユニオンを取り付けた場合、計上する。F型ユニオングリップは、1組あたり1箇所計上する。

(15) ポリエチレン管接合工

ポリエチレン管・配水用ポリエチレン管等を2口接合した場合、1箇所計上する。

(チーズは1.5箇所計上する。径違いチーズや、径違いソケットの場合は、口径の大きいほうを適用する。)

(16) ビニール管接合工

ビニール管を2口接合した場合、1箇所計上する。

(チーズは1.5箇所計上する。径違いチーズや、径違いソケットの場合は、口径の大きいほうを適用する。)

(17) 鋼管接合工

鋼管を2口接合した場合(ねじ切り加工含む)に、1箇所計上する。

(チーズは1.5箇所計上する。径違いチーズや、径違いソケットの場合は、口径の大きいほうを適用する。)

(18) 鉛管接合工(半田付け)

鉛管等の半田付けによる接合を行った場合、計上する。

(19) 鋸鉄管接合工(普通押輪)

鋸鉄管の接合に普通押輪を取り付けた場合、1口あたり1箇所計上する。

(20) 鋸鉄管接合工(特殊押輪)

鋸鉄管の接合に特殊押輪を取り付けた場合、1口あたり1箇所計上する。

(21) 鋸鉄管接合工(超特殊押輪)

鋸鉄管の接合に超特殊押輪を取り付けた場合、1口あたり1箇所計上する。

(22) 修理バンド、クランプ取付工

修理バンド、クランプを取り付けた場合、計上する。

(23) フランジ取替工

フランジ継手による接合を行った場合、計上する。

(24) 袋ジョイント取付工

袋ジョイントを取り付けた場合、計上する。

(25) ヤノジョイント取付工

ヤノジョイントを取り付けた場合、計上する。

(26) サドル分水栓取付工(VP, PE用)

ビニール管・配水用ポリエチレン管に、サドル分水栓を取り付けた場合(穿孔含む)、分岐する口径別に計上する。

(27) サドル分水栓取付工(GP, DIP用)

鋼管・鋸鉄管に、サドル分水栓を取り付けた場合(穿孔・防食コア挿入含む)、分岐する口径別に計上する。

(28) 甲分水栓撤去工

既設の甲分水栓を、撤去した場合に計上する。

(29) 分岐穿孔工

既設の分水栓がサビ等で詰まった際に、穿孔のみを行った場合口径別に計上する。

(30) ポリエチレン管断水工

ポリエチレン管を油圧圧着器等により、止水した場合に計上する。

(31) ビニール管断水工

ビニール管をビニール管断水用器具等により、止水した場合に計上する。

(32) 修理水栓A、B取付工

修理水栓A、Bを取り付けた場合に計上する。

(33) 断水器パッキン取付工

有水圧の管を、断水器パッキンにより止水した場合に計上する。

(34) 量水器取替工

量水器を交換した場合、口径別に計上する。

(35) 量水器ボックス入替工及び量水器ボックス上蓋入替工

①量水器ボックス入替工

量水器ボックスを、設置した場合や入替した場合に計上する。

②量水器ボックス上蓋入替工

量水器ボックスの上蓋を、入替した場合に計上する。

(36) 止水栓ボックス入替工

止水栓ボックスを、入替・新設した場合に計上する。

(37) 仕切弁取替工

仕切弁を、取替・新設した場合に計上する。

(38) 仕切弁グランドパッキン取替工

仕切弁グランドパッキンを取替した場合や、グランドを締め付けた場合に計上する。

(39) 消火栓取替工

消火栓を、取替・新設した場合に計上する。

(40) 消火栓フランジ短管、補修弁取替工

消火栓フランジ短管、補修弁を、取替・新設した場合に計上する。

(41) 消火栓グランドパッキン取替工

消火栓のグランドパッキン取替した場合や、グランドを締め付けた場合に計上する。

(42) 消火栓カップリング取付工

消火栓にカップリングを取り付けた場合に計上する。

(43) 消火栓スピンドル締付工

有水圧の消火栓を、スピンドルを締め付けて止水した場合に計上する。

(44) 空気弁取替工

空気弁を、取替・新設した場合に計上する。

(4 5) 水替工

水中電動（発電機含む）・エンジンポンプにより水替を行った場合、運転時間に応じて計上する。

(4 6) 切断工 鋳鉄管・鋼管

鋳鉄管や鋼管をエンジンカッター等で切断を行った場合、切断箇所に応じて計上する。

(4 7) 仕切弁室工

仕切弁室を積替・新設した場合、作業内容によって計上する。

(4 8) 消火栓室工

消火栓室を積替・新設した場合、作業内容によって計上する。

(4 9) 止水栓室工

止水栓室を積替・新設した場合、作業内容によって計上する。

(5 0) 宅地内掘削工

宅地内で掘削した場合、口径別に、距離に応じて計上する。

(5 1) 宅地内取壊工

宅地内でコンクリート舗装・モルタル壁を、取り壊した場合に面積に応じて計上する

(5 2) 公道掘削積込工

道路面で掘削積込した場合に、掘削土量に応じて計上する。

(5 3) 公道取壊工

道路面で舗装版を取り壊した場合、舗装厚別に、面積に応じて計上する。

(5 4) 埋戻工

道路面で埋戻した場合に、埋戻土量に応じて計上する。

(5 5) 建設副産物処理工

アスファルト塊・発生土等の処理の有無および処分量に応じて計上する。

(5 6) 仮復旧工

道路面で仮舗装版を敷設した場合に、面積に応じて計上する。

(5 7) 凍結工法

凍結工法により、断水を行った場合に口径別に、計上する。

(5 8) エアーバック止水工法

エアーバック止水工法により、断水を行った場合に口径別に、計上する。

(5 9) 一般修繕工事諸経費 宅地内

宅地内において一般修繕工事を行った場合に、口径別に1現場あたり1件計上する。

(6 0) 一般修繕工事諸経費 道路面

道路面で一般修繕工事を行った場合に、口径別に1現場あたり1件計上する。

(6 1) 原因者負担修繕工事諸経費 宅地内

宅地内において原因者修繕工事を行った場合に、口径別に1現場あたり1件計上する。

(6.2) 原因者負担修繕工事諸経費 道路面

道路面において原因者修繕工事を行った場合に、口径別に1現場あたり1件計上する。

5. 保安要員費

(1) 交通誘導警備員の積算について

- ①修繕補修業務において交通誘導警備員を配置した場合、配置人数・勤務時間・時間帯・修繕補修場所に応じて保安要員費を計上する。
- ②交通誘導警備員の単価は、公共工事設計労務単価、実務必携等を基に算出している。
- ③交通誘導警備員の勤務時間が夜間の時間帯（午後10時から翌日午前5時まで）にまたがり、総勤務時間に占める夜間の割合が50%以上の場合には、夜間の交通誘導警備員単価を計上する。
- ④派遣された交通誘導警備員の拘束時間は、当該交通誘導警備員が現場に到着し、交通誘導を開始してから8時間までとする。尚、修繕補修現場勤務時間が8時間以内であっても計上する単価は変更しない。

(2) 交通誘導警備員の超過勤務について

- ①拘束時間を超えて、引き続き同一人物が勤務した場合、時間数に応じた金額を割増して計上する。
- ②時間数は、30分未満は切捨て、30分以上は1時間に切上げて算出する。
- ③割増率として、夜間の時間帯以外は100分の125、夜間の時間帯は100分の150とする。

6. 従事料・夜間緊急招集対応費

(1) 基準従事料について

- ①基準従事料は、待機班の構成要員の拘束や業務に必要な機械器具損料、及び経費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計）（以下「諸経費」という。）の合計金額である。

- ②基準従事料は、1日1班当たりで計上し、下記のとおり区分する。

（土曜日①の区分）

土曜日の午前8時45分～午後5時15分（バックホーあり・ダンプトラック）

（土曜日②の区分）

土曜日の午前8時45分～午後5時15分（バックホーなし・軽ダンプトラック）

（日祝日①の区分）

日祝日（年始含む）の午前8時45分～午後5時15分（バックホーあり・ダンプトラック）

（日祝日②の区分）

日祝日（年始含む）の午前8時45分～午後5時15分（バックホーなし・軽ダンプトラック）

(2) 従事料について

- ①従事料は、修繕補修業務に従事した班ごとに、日単位で計上される。
- ②従事料は、基準従事料から修繕補修業務に伴う労務費の合計額を差し引いた額を計上する。尚、労務費の合計額が基準従事料を超える場合、従事料は0円となる。又、労務費が計上されない場合（修繕補修業務がなかった日のことをさす。）、従事料は基準従事料の額を計上する。

(3) 夜間緊急招集対応費について

- ①夜間緊急招集対応費は、業務従事者の1人1日の3分の1の相当額を日額とする。
- ②次に、①で算出した日額に履行期間日数（365日間）を乗じその合計額を履行期間の月数である12ヶ月で除したものを夜間緊急招集対応費の月額として計上する。

7. 消費税

消費税については、月毎の修繕補修業務の積算合計額に対して計上する。

第2章 道路本復旧業務

1. はじめに

この章は、道路本復旧業務の積算方法の詳細について規定している。積算は、指令書に基づく道路本復旧工事の出来形（施工が完了した部分をさす。）により行う。

2. 道路本復旧工事費の計上方法

道路本復旧工事費は、指令書毎に発注者が積算し計上する。

3. 保安要員費

- ①道路本復旧業務の交通誘導警備員は、道路使用許可書の通り配置するものとする。
- ②交通誘導警備員の単価は、公共工事設計労務単価、実務必携等を基に算出している。
- ③大阪府公安委員会告示100号（令和3年4月1日施行）に掲げる路線・区間および主要幹線道路については、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員（交通誘導警備員A）1名を追加計上する。

4. 消費税

消費税については、指令書単位での積算合計額に対して計上する。

以上

給配水管修繕工	工事中破損等	15件
舗装本復旧工	配水管修繕跡	1件
舗装本復旧工	給水管修繕跡	6件

(注1)表－2は令和4年度の実績分を記載している。

(注2)修繕工については調査・調整のみのものも含まれる。

機器リスト

1. 建設重機類

●印は局待機時に、必ず準備しておくもの

名 称	規 格・仕 様	備 考
バックホウ	クローラ型・排出ガス対策型 山積0.044m ³ 級 クローラ型・排出ガス対策型 山積0.13m ³ 級 クローラ型・排出ガス対策型 山積0.28m ³ 級	●
ダンプトラック・トラック	軽ダンプトラック ダンプトラック(2t積級) 資機材積載車(2t積級)	● ●
ホイールローダ	ホイール型・排出対策型 1.9~2.1m ³ 級	

2. 工事用資機材類

名 称	規 格・仕 様	備 考
コンクリートブレーカ	油圧式20kg級	
エアコンプレッサー	可搬式・排出ガス対策型 3.5~3.7m ³ /min	
ランマ	60~80kg級	●
振動コンパクタ	40~60kg級	●
工事用水中モータポンプ	口径50mm 揚程10m 2個 口径75mm 揚程10m	●
コンクリートカッタ	手動式・湿式 径30cm	●
発動発電機	低騒音・排出対策型	●
分水栓用電動穿孔機	ビニール管用、鋳鉄管用	●
防食コア挿入機		●
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS-25	
砂(川砂)		
碎石	粒度調整碎石M-25、再生粒度調整碎石RM-25	
再生密粒度アスファルト合材		
常温合材		●
アスファルト乳剤		
プライムコート用		
敷き鉄板	しま鋼板等	
軽量鋼矢板及び軽量金属支保材		●
軽量金属支保材		
保安施設	カラーコーン、標示板、保安灯、防護柵、バリケード、照明等	●
配水管継手工具類	ラチェットレンチ、トルクレンチ、スパンナ、滑剤等	●
配水管切断工具類	キールカッター、エンジンカッター等	●
給水管継手工具類	パイプレンチ、モンキーレンチ、接着剤、トーチランプ、ろう接材等	●
給水管切断工具類	ビニール管切断器、金切りノコ刃等	●
給水管止水用工具類	油圧止水機、断水器キー、断水器コマ、甲分水栓コマ下げ器等	●
弁栓操作工具類	仕切弁キー、ハンドル、スリースキー、止水栓キー、消火栓スタンド等	●
給水管材料	分水栓類、ポリエチレン管、ポリエチレン管用継手類、止水栓類、ビニール管、ビニール管用継手類等の各口径(Φ13~Φ50)材料、止水栓ボックス各種、量水器メータボックス各種、その他	●

3. 漏水調査機材類

名 称	規 格・仕 様	備 考
音聴棒	1.0m程度	●

機器材については、使用時に不具合のないよう日々のメンテナンスを怠らないこと。

注意)上記の表は、例示であり、必要な建設重機、資機材を網羅している訳ではない。